

令和7年度 ふくいの魅力創造・発信応援事業 募集案内

1 補助金の趣旨

ふくいの魅力創造・発信応援事業は、北陸新幹線福井・敦賀開業にあわせて、本県が全国に誇る個性豊かな恐竜、自然、歴史・文化、食などの観光資源を広く全国に発信するものです。

2 補助金の概要

補助対象事業

- ① 県内で実施するふくいの魅力創造・発信に係る整備等のハード事業
- ② ふくいの魅力創造・発信に係る活動等のソフト事業

補助率および補助上限額

- ① 県内で実施するふくいの魅力創造・発信に係る整備等のハード事業
補助金の額は補助対象経費の3分の1以内で、1,000万円以下
- ② ふくいの魅力創造・発信に係る活動等のソフト事業
補助金の額は補助対象経費の3分の1以内で、50万円以下

補助対象者

補助対象者は、原則として、次に掲げる要件に適合する企業、個人または団体（任意団体、グループを含む）とします。

- 一 ふくいの魅力を創造・発信する事業を行おうとする企業、団体、個人であること
- 二 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- 三 公序良俗に反する者でないこと
- 四 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有する者でないこと
- 五 県税に滞納がないこと
- 六 「ふくい女性活躍推進企業」に登録していること（個人、グループは不要）

対象事業の採択基準

補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとします。

※採択については審査により、選定します。

- 一 本県の地域資源を活用すること
- 二 新規性や話題性があること
- 三 県外から誘客ができる取り組みであること
- 四 今後の事業の発展が期待できること
- 五 ふくいの魅力を発信するための独創的な取り組みとなっていること

事業対象期間

交付決定日（令和7年7月上旬頃を予定）から令和8年3月31日まで

※契約、発注、納入、支払等のすべての事業手続きを上記期間内に実施する必要があります。

※交付決定前に着手した事業については補助対象外となります。

補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりとします。

① 県内で実施するふくいの魅力創造・発信に係る整備等のハード事業

事業区分	対象経費の例
構築物費	・ 構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕等に要する経費
機械装置・ 工具器具費	・ 機械装置又は工具器具の購入、改良、据付け等に要する経費
委託費	・ 設計委託や機械設置に伴う調査委託等に要する経費
その他	・ 県が事業に必要と認める経費

② ふくいの魅力創造・発信に係る活動等のソフト事業

事業区分	対象経費の例
謝金	・ 外部の講師等への謝礼 ・ 調査及び研究に係る謝礼等
賃金	・ 補助事業を実施するために直接必要なアルバイト等の経費
旅費・交通費	・ 外部講師等の活動場所までの交通費や宿泊費 ・ 補助事業を実施するために必要な研修旅費や交通費
消耗品費	・ 1品1万円未満の物品で、事務用品、コピー用紙等の消耗品
広告宣伝費	・ 企画の広告宣伝費
燃料費	・ 補助事業の実施に必要なガソリン代、灯油代等
食糧費	・ 補助事業に係る講師等の食糧費 ・ 補助事業を実施するために直接必要な食材費
印刷製本費	・ チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷製本費 ・ 会議資料印刷費等
水道光熱費	・ 補助事業の実施に必要なガス・水道・電気代等
通信費	・ 補助事業に係る文書を送付するための郵便料金、宅配便代、 FAX送信代等
手数料	・ クリーニング代、検査手数料等
保険料	・ 補助事業開催時のイベント保険掛金、ボランティア保険掛金等
委託料	・ 補助事業の実施に必要な業務委託費
使用料 ・ 賃借料	・ 補助事業を開催するための会場使用料 ・ 補助事業に要する機器や物品の借上料 等
原材料費	・ 会場設営や補助事業の実施に必要な資材費等
備品購入費	・ 汎用性がなく、補助事業の効率化や効果的实施に必要不可欠な備品の 購入代（借り上げが不可であり、かつ事前協議の上承認を得たもの）
その他	・ 県が事業に必要と認める経費

3 応募手続きについて

(1) 募集期間

令和7年6月13日（金）17：00（必着）

(2) 提出書類

メールまたは郵送で、下記書類を送付してください。

- ・事業実施計画書（様式第1号）

各種様式については、福井県誘客推進課HPからダウンロードできます。

(3) 提出部数

1部（提出された書類は返却しません。）

(4) 応募書類提出先

福井県交流文化誘客推進課

（住所）〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県庁5階

（TEL）0776-20-0762

（E-mail）yuukyaku@pref.fukui.lg.jp